

平成30年度国民健康保険税（国保税）について

～平成30年4月1日から平成31年3月31日までの国保税です～

■国保税の納税義務者は世帯主です。（世帯主が国保に加入していない場合も同様です）

世帯の国保加入者ごとに計算し、その合算額を納税義務者である世帯主に課税します。

■国保税は所得割額と均等割額の合算額となります。

所得割額は平成29年中の所得から算出される税額で、均等割額は世帯の国保加入者の人数から算出される税額です。

なお、所得がない国保加入者の方は、均等割額のみが課税されます。

■国保税は年度（4月から翌年3月まで）ごとに算定します。

年度途中に国保の加入や脱退等の異動があった場合は月割計算を行い、加入月数分の課税額となります。

■『1人あたりの年間保険税の算出方法』と『1世帯あたりの課税限度額』

内 訳	所 得 割 額	均等割額	課税限度額
医療保険分 国保加入者すべての方対象	(総所得金額等※－基礎控除額33万円)×7.35%	21,800円	54万円
後期高齢者支援金等分 国保加入者すべての方対象	(総所得金額等※－基礎控除額33万円)×2.20%	6,400円	19万円
介護保険分 国保加入者の40歳から64歳までの方 《第二号介護被保険者》対象	(総所得金額等※－基礎控除額33万円)×1.40%	9,000円	16万円
平成30年度国民健康保険税 課税限度額 89万円			

※総所得金額等には、分離課税の不動産や株式等の譲渡所得・配当所得が含まれます。

■平成30年度国民健康保険税の納付回数と納期限は次のとおりです。（納期と加入月数は関係ありません）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日

（特別徴収対象者を除く）

■納税通知書等の発送時期について

納税通知書は7月10日に世帯主の方に発送します。（※郵便事情により発送後お手元に届くまでに数日要します）

国保税が新たに課税または変更となった世帯への納税通知書等（過年度分を含む）の発送時期は次のとおりです。

申請等の届出日	納税通知書等の発送時期
1日～15日	届出日の翌月10日頃発送
16日～31日	届出日の翌月25日頃発送（ただし3月25日発送はありません）

■年度途中に税額が変更となった場合（特別徴収対象者を除く）

増額…納期限が未到来の国保税に増額分を均等に振り分けます。（変更の時期に応じて一括納付となる場合があります）

減額…最終納期の国保税から順に減額します。

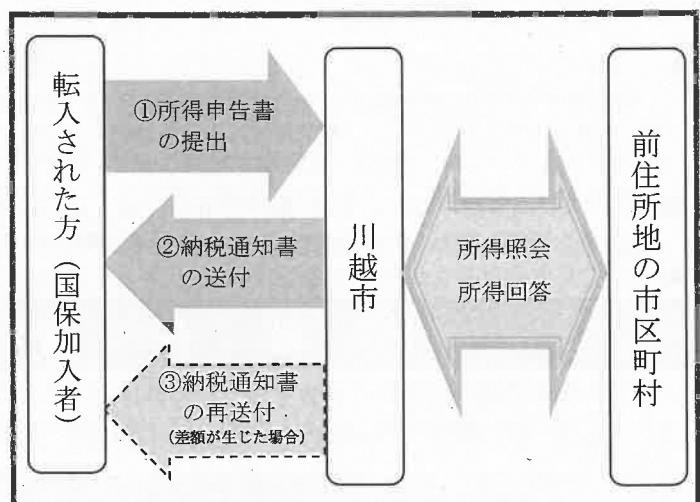
■他市区町村から川越市に転入された方へ

①他の市区町村から川越市へ転入された方は、国保税算定の基礎となる所得額等の情報がありません。そのため「川越市国民健康保険税に関する所得申告書※」により所得額を自己申告していただく必要があります。

②前住所地の市区町村に所得照会し、回答を得た情報にもとづいて国保税を計算しますが、納税通知書を作成するまでに回答を得られないときは、自己申告にもとづいて計算した納税通知書を送付します。

③納税通知書送付後に回答を受けて再計算した結果、課税額が変更となり差額が生じた場合には随時新しい納税通知書を送付します。

なお、納税通知書作成前に回答を受けた場合や、差額が生じない場合には納税通知書の再送付は行いません。



※平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。以下の書類等をご用意ください。

番号確認書類等：世帯主のマイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しなどのいずれか1つ

身元確認書類等：世帯主のマイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード・身体障害者手帳などのいずれか1つ

△番号確認書類等は世帯主のほかに、国保に加入する方全員分が必要となります。

△世帯主以外の方が手続きを行う場合は、来庁する方の身元確認書類等が必要となります。また、別世帯の方が手続きを行う場合は委任状も必要となります。

非自発的失業者（特例対象被保険者等）に対する軽減

解雇や倒産等を理由に離職された方を対象に、申請により国保税が軽減される制度です。

■対象者（次の要件すべてに該当している方）

- ①退職時の年齢が65歳未満の方
②公共職業安定所（ハローワーク）から発行される雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のいずれかに該当していること（雇用保険の高年齢受給資格者の方と特例受給資格者の方は対象となりません）

離職理由コード	特定受給資格者（倒産・解雇等）	11・12・21・22・31・32
	特定理由離職者（雇用期間満了等）	23・33・34

■軽減内容

対象者の課税年度の前年の給与所得を30/100とみなして所得割額を計算します。（給与所得以外は軽減対象外）
※国保税が均等割額のみ課税されている方については、税額の変更はありません。
ただし、世帯主及び世帯の国保加入者の所得状況に応じて税額が変更となる場合があります。

■軽減の期間

離職の翌日から翌年度末までの国保加入期間中の国民健康保険税が対象です。
※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減の対象ですが、会社の健康保険に加入し国保を脱退すると終了します。

■申請方法

雇用保険受給資格者証（該当者のもの）・印鑑（認め印可）・国民健康保険被保険者証を持参のうえ、市役所2階国民健康保険課・各市民センター・南連絡所で申請してください。（世帯主からの申請が原則です）

◇平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。上記のほかに以下の書類等をご用意ください◇

- 番号確認書類等：世帯主のマイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しなどのいずれか1つ
身元確認書類等：世帯主のマイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード・身体障害者手帳などのいずれか1つ
※番号確認書類等は世帯主のほかに、特例対象被保険者等に該当する方の分が必要となります。
※世帯主以外の方が手続きを行う場合は、来庁する方の身元確認書類等が必要となります。また、別世帯の方が手続きを行う場合は委任状も必要となります。

均 等 割 額 の 軽 減

- 世帯主（世帯主が国保に加入していない場合も含む）、国保加入者及び特定同一世帯所属者^{※1}の課税年度の前年所得の合計が、下記の判定所得以下のときは均等割額が軽減されます。（申請は不要です）

軽減割合	判 定 所 得 基 準
7割	33万円以下
5割 ^{※2}	【29年度】33万円+(27万×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下 【30年度】33万円+(27万5千円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割 ^{※2}	【29年度】33万円+(49万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下 【30年度】33万円+(50万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する方です。

※2 平成30年度分の国保税について、2割軽減と5割軽減の判定所得基準が変更になりました。

- 軽減判定所得を算出する際、次の①～③のいずれかに該当する方は、判定所得の計算が異なります。

- ①専従者給与を支払っている方、または専従者として給与を受けている方。②65歳以上で公的年金収入が120万円を超える方。
③分離課税の譲渡所得があり、特別控除による所得控除を受けた方。
※繰越の対象となる純損失額も、保険税の軽減判定用に算出した純損失額を用いて計算する場合があります。

- 課税年度の前年所得について、未申告者がいると軽減制度が適用されませんので、必ず所得の申告をお願いします。（所得がない場合や遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの場合も申告する必要があります）

- 世帯主変更や世帯分離等の異動があった場合、軽減判定に影響が出ることがあります。

旧 被 扶 養 者 の 減 免

社会保険等（国民健康保険組合を除く）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方が国民健康保険に加入した際、以下の要件すべてに該当しているときには、申請により減免措置が受けられます。

旧被扶養者の要件	減免内容
①国保の資格を取得した日に65歳以上の方 ②国保の被保険者の資格を取得した日の前日に社会保険等の被扶養者であった方 ③国保の被保険者の資格を取得した日の前日に扶養関係にある社会保険等の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療制度の被保険者となった	・所得割額を全額免除します。 ・均等割額を半額 [※] とします。 (※均等割額がすでに7割または5割軽減されている場合を除く)